



途上国などの外国人が日本で働いて技術を身につける「外国人技能実習制度」について、法相の私的懇談会は実習期間の延長など制度拡充策を打ち出したが、1993年度の制度開始以来、全国的に過労死が疑われる実習生の死亡や賃金不払いなどが相次ぎ、道内でも劣悪な環境下で働くされる事例が後を絶たない。実

外国人実習生過酷な労働

労災、賃金不払い 道内でも

留学生の権利侵害を助長しかねないとして、道内の専門家からは制度の拡充を疑問視する声が上がっている。北海道労働局が2012年に外国人実習生の受け入れ事業所に行った監督指導では、対象の120事業所のうち75%の90事業所で労働関係の法令違反が見つかった。最多は労災を避けるための措置を講じていない

年に外国人実習生の受け入れ事業所で労働関係の法令違反が見つかった。最多は労災を避けるための措置を講じていない

受け入れ拡充に疑問の声

など「安全衛生関係」の67件で、待遇を明記した契約書を交わさないなど「労働条件の明示」関連が23件、残業代や本給などの「賃金不払い」も18件あった。

10年の関連法改正で、実習生にも労働基準法や最低賃金法が適用されるようになつたが、労働局のまとめは一向に改善が進んでいないことを裏付けた形だ。今年3月には函館地裁が北斗市内の水産加工場に対し、08年から11年まで働いた中国人の元実習生7人に、未払い賃金などを約790万円支払いを命じる判決を出している。

過酷な労働条件が事故につながるケースもあり、国の委託で外国人実習生の受け入れ窓口となっている国際研修協力機構によると、12年度に労働災害に遭った外国人実習生は全国で99人おり、このうち31人は

北海道労働局が2012年に外国人実習生の受け入れ事業所で労働関係の法令違反が見つかった。最多は労災を避けるための措置を講じていない」と制度自体の廃止を求める。外国人実習生の労働問題に取り組む札幌市の加藤丈晴弁護士も

「職場を自由に選べず、雇用主に不正を訴えれば解雇され、帰国せざるを得ないなど、実習生の権利は著しく制約され続けている。賃金不払いや不当な解雇、外部との接触を認めないと、した事業所が依然として存在する中での制度拡充は問題だ」と批判している。

道の調査によると、13年に道内で受け入れられた外国人実習生は5142人にのぼる。人手不足を背景に実習生の需要は道内でも高まつており、道漁連や水産加工業界などは政府に実習生の受け入れ枠拡大を求めてい

北海道新聞掲載記事

2014年6月18日朝刊2面